

総務常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和4年3月3日(木)午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室
- 3 事 件
  - 議案第17号 三次市職員の育児休業等に関する条例及び三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)
  - 議案第18号 三次市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例(案)
  - 議案第19号 三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(案)
  - 議案第20号 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)
  - 議案第21号 三次市山の学校設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)
  - 議案第22号 三次市交通観光センター設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)
  - 議案第31号 三次市過疎地域持続的発展計画の変更について
  - 議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
  - 議案第33号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
  - 陳情第1号 「島根原子力発電所2号機の再稼働しないこと」を決議し、島根県及び中国電力㈱に決議したことを通知すること
- 4 出席委員 大森俊和、齊木 亨、小田伸次、山村恵美子、横光春市、伊藤芳則、藤岡一弘、中原秀樹
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員
  - 【危機管理監】川村危機管理監、伊藤危機管理課長、廣瀬危機管理監付課長、高松危機管理係長、葭川危機管理課付係長
  - 【総務部】 細美総務部長、桑田総務課長、加藤職員係長、瀧熊行政係長
  - 【地域振興部】 中原地域振興部長、田村地域振興課長、坂田定住対策・暮らし支援課長、松本地域づくり係長、永井定住対策・暮らし支援係長、中廣産業振興部長、山西商工観光課長
  - 【経営企画部】 宮脇経営企画部長、渡部企画調整課長、倉川企画調整係長
- 7 陳情書説明のために出席した者
  - 【さよなら原発みよしの会】菅野世話人 ほか2人
- 8 議 事

午前10時00分 開会

○大森委員長 それでは、定刻となりましたので、これより総務常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。全員出席でありますので、本委員会は成立しております。すでに陳情者の方には入室していただいております。

本日の委員会審査日程について申し上げます。

本日の日程は、すでにお示ししています、委員会審査次第のとおりであります。

議案審査に先立ち、昨年12月10日に、さよなら原発みよしの会の皆さん他から提出のございました陳情第1号「島根原子力発電所2号機の再稼働しないこと」を決議し、島根県及び中国電力㈱に決議したことを通知することについての審査を行います。

順序といたしましては、まず提出者であります、さよなら原発の会の代表の方から、今回陳情されたその趣旨等の聞き取りを行います。陳情提出者に対する質疑を行った後に、提出者には、退室いただき、次に、本市の担当部署であります危機管理監から、この件についてのヒアリングを行います。

陳情に関わる審査が終わりましたら、次第にございますように、本委員会に付託されました議案9件についての審査を行います。皆さんもご心配いただいております新型コロナ感染症対策であります。会議中発言時には、マスクをきちんと着用いただくこと。そして、経過時間を見計らって休息も挟めながら、室内の換気を行います。できる限り、密な状態を避けるよう、委員の皆さんにおかれましても、質疑に関して、明瞭かつ簡素にさせていただき、審査時間の短縮にご協力をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは早速、陳情の審査に入ります。皆さん、改めておはようございます。委員長の大森でございます。本日はよろしくお願いをいたします。

皆様にはご多用の中おいでいただきまして誠にありがとうございます。

すでにご連絡を差し上げていると思いますが、陳情いただきました内容につきましては、私どももすでに確認をさせていただいております。本日は、陳情提出された趣旨を中心にご説明をいただきたいと思っております。その後、何点か質問をさせていただくかもしれません。時間は、説明と質疑を合わせて約20分を予定させていただいております。

この後に、議案審査もございますので、少し窮屈になっていることご了承をいただきたいと思っております。なお、審査が、採択、不採択の結果となった。この二通りの場合は、後日文書にてお伝えをいたします。

ただ、審査において、この陳情につきましては、継続して審査が必要との判断に至った場合は、今回は、何の返信もできませんので、その点も合わせて、ご了承をいただきたいと思っております。

今定例会の最終日には、継続審査となった場合を除いて、本陳情に関する審査結果と総務常任委員会の見解などを報告いたしますので、注視をしていただければ幸いです。

また、本日の審査は、ケーブルテレビで生中継されます。映像や音声の関係もございますので、発言等はすべてお座りのままでお願いをいたします。私からは以上でございます。

それでは、ご説明をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○菅野世話人 陳情理由を、一応提出させてもらっているんですけども、もう一度述べさせてもらいたいと思ひます。

私は、さよなら原発のみよしの世話人をしていまして、菅野正博と申します。よろしくお願ひいたします。

陳情理由、島根原発はですね、全国1の県庁所在地に存在する原子力発電所でありまして、30キロ圏内に在住する人口約40万人。東海第2原発と浜岡原発について全国第3位です。しかも避難に

支援が必要な高齢者の人数は全国で最多となっております。

島根原発の事故発生時に、誰一人被爆することなく、安全かつスムーズに避難することができる。生活に困ることのない避難計画でなければなりません。さらに、命を守る、避難と避難所での新型コロナウイルス感染防止の両立をという課題も各自治体が直面しております。

2021年、3月に島根県から出されている原子力災害等の新型コロナウイルス感染対策対応マニュアルの避難所内での対応を見ると、自然災害における避難先自治体の感染症対策に準じて対応することとなっております。避難先となっている広島県では、昨年、6月昨年ですから、2020年ですね。6月、新型コロナウイルス感染症にかかわらず、関わる避難所運営マニュアルを作成し、県内各市町に避難所の環境整備や運営体制の構築などを求めて進めることとされています。

原発事故が起きましたら、三次市は島根県と広島県との協定により、島根原発30キロ圏内の6市町のうち、雲南市から5050人を受けるとなっております。これは前例のない大変な事態です。

こうした中、今年3月に広島県内23市町のうち、65%にあたる15市町が、各避難所の収容人数を変更しているとの報道がありました。

中国新聞が、各自治体にアンケート調査を行ったもので、避難所1人当たりのスペースを従来の2平方メートルから4平方メートルに広げるなどし、人数を試算し直した自治体が多いとしております。また、超過した場合の規定がない自治体も15市町となっております。

災害が大規模となり、避難者が押し寄せた場合、3密が避けられない懸念もあります。

また、新型コロナウイルス感染症を踏まえた広域者、広域避難者受入れマニュアルの整備などにも課題もあります。

しかしながら、広域避難計画における島根県の説明によると、避難スペースについては1人分を2平方メートルとして、これまでの自然災害の避難と同じ考えで推定された集会所などの面積を算出されております。で、このように、避難計画そのものにいろいろ問題があると。その中で、原発を動かす島根原発2号機を動かすということは非常に問題があるのではないかと、私たちは常日頃考えておりました。この際、三次市におかれましても、この計画を見直す、もしくは、島根原発2号機の再稼働を認めないという決議をお願いしたいと陳情に至ったわけでございます。以上です。

○大森委員長 はい。ただいま説明をいただきました。委員の皆さんから、この件に関しまして、何か質問がございましたら、挙手をお願いしたいと思います。

中原委員。

○中原委員 ちょっとお話を聞かせていただきたいんですけども、今、最後言われた、この安定した、その避難所が整った場合であれば、原発を稼働してもいいという捉え方なのか、もう一切、稼働はせずに、避難所が、例えばこのマニュアルどおり整ったとしても、再稼働はすべきじゃないという、その思いが、整えば、再稼働する、しても大丈夫というふうな感じにちょっと聞こえないこともなかったんですけども、ちょっとお話を聞かしてもらっていいですか。

○大森委員長

菅野世話人。

○菅野世話人 私どもの基本的な考え方を申し上げておきますと、まず、避難計画そのもの自体を否定するわけではないんですが、そもそも避難に至ること自体が問題であると、前提として考えております。ですから、避難計画が幾ら立派なものができようとも、これをそのまま再稼働を認めるという形には絶対なりません。

一昨年、私は他のメンバーと一緒に、島根県の松江市から神石高原町に避難する避難訓練の実施を見てまいりました。現地で確認してまいりました。実際、その段階ですね、バスが1台、道を間違えていく行方不明になりました。

途中、避難者である小学生が体調不良を起こして、途中、車で松江市に帰りました。ちょうど避難時期は、訓練時期はですね10月だと思うんですが、非常に天気のいい日でした。これはループ橋を超えてやってくるこの避難計画において、もし、これが冬の場合だったらどうなるか。大変な豪雪地帯を乗り越えてこななければいけない。しかも、バスだけで公共機関だけで、或いは自治体がチャーターしたバス等で、避難できるわけではなくて、福島原発の事故の時もそうですが、大多数はですね、マイカーで移動しているわけです。山中の豪雪地帯の中で、無事に神石高原町に着けるとは、当然思いません。

でも、もし仮に島根原発で何か重大事故起こった場合、島根県の方が冷静に、54号線であるとか、尾道松江道を移動してこられるとは到底考えられないわけです。

そして、なお重要なのは、我々、三次市民もですね、避難者になる恐れが非常に高いわけです。これはですね、福島原発の大量に避難者を出しております飯館村の職員の方からお聞きしたお話ですけれども、飯館村ではですね、沿岸からどんどん避難者がやってくるときに、自分たちは炊き出しをして、それをもてなしたそうです。

ところがですね、よくよく見ると自分の庁舎の前の放射線量がどんどん上がっていると。実態は把握できなかつたんですね、国等や県に問い合わせても、はっきりした情報は出てこない。そのうち自分たちの被爆し始めたことに気が付いたわけですね。で、避難、自分たちがついには避難者になってしまったという事態ですね。それを一番最後に気づいたわけですね。

他の自治体から避難者が来て、それを出した後、自分たちが被爆していたということに気が付いたわけですね。ことさら幸いにですね、三次市が、だいたい島根原発から100キロです。

もし、重大事故起こって、運悪く冬の季節で、北の風が吹いていた場合は、大量被爆になる恐れがあるわけです。

ですから、避難計画そのものよりも、私たち自身が避難をする計画を立てなければいけないような状況が立ち至るわけです。

ですから、それ以前に原発を動かさなければ、そういう事態は防げるわけですから、私たちの考えは、まず、原発を動かさない。避難計画がいいから立派なものができようとも、それは絵にかいた餅にすぎないわけですから、私たちは原発を動かすことに強く反対するというのが根本的理由です。以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。他に。質問ございませんか。よろしいですか。

それでは、他に質問もないようでありますので、以上で陳情第1号に関して陳情提出者のヒアリ

ングを終了いたします。

皆さん、本日は大変ありがとうございました。

(危機管理監入室)

それでは、続いて担当部署であります、危機管理監に対するヒアリングを行います。

まずは、今回の陳情に対して、危機管理監の方からのご意見をいただきたいと思います。川村危機管理監、よろしく申し上げます。

○川村危機管理監 菅野様、他から議会議長の方に提出されている陳情書でございます。「島根原子力発電所2号機の再稼働しないこと」を決議し、島根県及び中国電力株式会社に決議したことを通知することに関する陳情ということでございますが、その内容について拝見をさせていただきました。

こちらの方で、陳情の趣旨と言いますのはやはり、東日本大震災時の福島原発1号機における原子力災害、その教訓から、やはり原子力、原発については、慎重にして欲しいというようなご趣旨であろうというふうに思っております。新型コロナウイルス感染症対策等もあり、避難対策が厳しいのではないかとのご懸念も述べられておまして、確かに、福島原発のその後の避難状況を見ましても、市民の中にですね、そういったご心配をされるといことはですね、心情的には、確かにそうであろうというふうに思っております。

ただ、まず、原子力政策というのがですね、これが国によって、法律に基づいて、国の責任において、進められていることであるということでもあります。

これは、国のエネルギー政策の中で、進められていることであるということ。

それから、原発に関しましては、再稼働ということになりますと、福島原発の事故の教訓を踏まえてですね、国においても、法律改正とされておりますけれども、原子炉等規制法、大幅に改正をして、規制を大変強化をしておられます。

この原子炉等規制法に基づいて、原子力規制委員会設置法を成立させて、現在は、この原子力委員会がですね、政府とは独立した立場で厳しい審査基準、新しい審査基準に基づいてですね、原発の安全性を審査していると。

また、その厳しいというのがですね審査基準は、どういったところかという、大規模な自然災害やテロリズムも想定している。それから、重大事故対策をきちんとすること。それから、すでに動いている原発であっても、新しい基準に合わせなければ認めないというバックフィット、規制。

それから、運転期間を制限すると、基本40年、最大20年、最大プラス20年といった厳しい基準によって、審査がされているところです。

それから、自治体に対してはですね、実は立地自治体、島根原発で言いますと松江市、それから島根県になるんですけども、法律上はですね、その立地自治体にはこれを承認するとか認可するとかいう権限はありません。ですが、これは中国電力と、これ全国そうなんです、若干その内容は変わりますが島根原発の場合は中国電力と島根県、松江市が協定を結んで、万一の時の避難計画、或いは連絡体制というものを明らかにしておき、また、事前審査と、事前合意という条項を設けて、地元自治体と事業者側との意思の疎通を図っておられるというところです。

三次市について考えてみますと、まず、その先ほど申しましたように原発の審査基準というのが、従前、東日本大震災以前に比べると、格段に厳しくなっていると。審査基準だけを見るとですね、格段に厳しくなっているということがわかります。それから、プラス三次については、原発から60キロから80キロぐらい離れているというところから、国の原子力災害対策指針というのがあるんですけども、そこで、原子力災害の特別対策をする区域として、半径30キロというのが設定されておりまして、これは国際基準をもとに設定しているというふうにお伺いしているんですけども、30キロよりも外には、深刻な、放射能汚染というのは生じないと。これは、そういったその根拠に30キロという線が引かれているわけですが、そこからは、相当程度、距離が離れているということから、本市においてのリスクというのは、相当程度、小さい、極めて小さいと言ってもよろしいかと思えます。

ただし、そうは言っても、万が一ということは想定しておかなければいけないと思っております。そのために、三次市としては、昨年7月に、原子力、島根原発の原子力災害が発生した時の市民への情報伝達のマニュアルを作成し、公表しておりますし、また、その広域避難で来られる方々についても、きちんと受けられるようにマニュアルを整備しております。

また、加えて、市民の方々に原発というか原子力のですね、基本的な知識を備えていただくために、原子力の基礎知識という、これは参考、ペーパーのようなものですが、それもあわせてホームページに掲載をさせていただいております。

三次市といたしましては、そういったマニュアルに基づいて、万が一のときには、きちんとその避難してこられた方々を受入れ、三次市民の安全も確保していきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○大森委員長 ただいま危機管理監の方から説明をいただきました。委員の皆さんのご意見、質問、ございましたらお受けいたしたいと思えます。

小田委員。

○小田委員 今回の陳情の中の質問項目、もたらす問題、影響がね、もたらす問題の中で、三次市がその避難者の受入れのところを言われました。その辺のところは、三次市として、今現在作っていないんでしょうけども、確か、25年の再稼働を目途にということなんで、今22年ですから、今から3年内輪にそういう、もしものことがあったときに雲南市からの受入れが6050人とかいうふうに書かれておりましたけども、その方をどういうふうにかけて、どこでどういうふうに入られるかという計画は、今から立てられる予定なんですか。

○大森委員長

川村危機管理監。

○川村危機管理監 これ、雲南市からのですね6000人、最大6000人でございますけれども、の受入れについては、まず、三次市では避難所の開設運営マニュアルというのをすでに作っておりまして、これは昨年、コロナに対応できるように1人当たり4平米、通路もきちんと取って、感染防止対策ができるように、エリア分けをしてというようなマニュアルに更新をいたしまして、すでに運用しております。

基本的には、広域避難で雲南市から逃げてこられた方々については、避難所では、その三次市のマニュアルに基づいて、まずは受入れていくという形、いうふうに考えております。

で、広域避難はですね、まず、その雲南市から自家用車であってもバスであっても、まず、島根県側で避難退域時検査というのをして、そこでその放射能がついたような埃とかですね、あったらそれを落としていただくとか、というような対応されて、その後に三次市の方に来られますので、三次市の方にこられてから避難経由所というのを三次市側で設けて、そこで一旦皆さんそこに来ていただいて、あなた方はここの避難所、あなた方々はこちらというふうに振り分けていくという流れになっております。

で、受入れる避難所というのは、基本的には、今、三次市が設定している指定避難所、基幹避難所が19ヶ所と補助避難所が55ヶ所、計74ヶ所の避難所で受入れるというふうに考えておりまして、その受入可能人数は、最大約1万人です。ですので、数字だけを見れば、十分に受入れは可能であるというふうに考えております。

○大森委員長 よろしいですか。

小田委員。

○小田委員 可能受入れ人数1万人っていうのはいいんですけども、今現在設定している避難所なんかっていうのは、長期的なスパンにはたってないですね。やはり、こういうもしも、万万が一のことがあったときには、短期じゃないですね。その辺のところを想定して、要は、生活をしなければいけない。2、3日おればいいよっていう問題もでもないでしょうし、その辺のところも視野に入れたことを考えておかなければならないんじゃないかなというふうに私は思います。

それと、避難する時に、やはりこれは向こうの自治体と、今後そういうところをどういうふうにしてくかしっかり詰めていかなければいけないと思いますけども、やはり、自家用車とか、要するに個人で家族で避難されてこられる方もいらっしゃると思いますんで、その辺のところはこちらに来てどこへ行けばいいんですかということが、バスに乗ってボンと来るといふのじゃない方もいらっしゃるということを想定して、どうするのかということと、雲南市の方とも詰めなければいけないだろうと思いますし、雲南市しか受入れないよというようなことは多分言えないんじゃないかなと思うわけです。他のどこからでも、三次に家族がいるとか知り合いがいるとかという形で来られる方もいらっしゃると思います。そういったところも想定して、どのようにするのかという計画をしっかりと練らなければいけないと思いますが、いかがですか。

○大森委員長

川村危機管理監。

○川村危機管理監 長期にわたるといふのは、福島原発の例を見てもですね、原子力災害事故起これば、長期にわたるといふことは想定されるわけでございますけれども、基本的には、まずは、生活する場所を、ご提供するというのがまずは緊急的な対応であろうかと思います。

その上で、まずは受入れた後に、例えば避難所の濃密、人が多いところがあれば、まだ大丈夫なところがある、或いは指定避難所としては、指定していないけれども、宿泊施設等ですね、そういったところを斡旋する、基本的には、三次市の受入れはですね、三次市側で何とかしてあげなければ

いけないというふうになっておりまして、それは1週間から10日、ですね、1週間から10日は三次市で何とかしようという話になっております。その後は、島根県側、或いは国等が主になって、責任を持って対応していくというふうになっております。

その中で、もちろん、速やかにですね、もっと落ち着いて生活できる場を提供する、されるべきでありましょうし、三次市としても、例えば公営住宅等が空いておればですね、そちらの方への斡旋のご協力は、積極的にしていかなければならんというふうに考えております。

それから、今のような点についてもですね、雲南市とはですね、まだ、あまり直接のやりとりというのがないんではありますけれども、もしも、訓練をですねしようというような話になりましたらば、それは十分事務的にもですね、詰めて、いきたいと思えます。

例えば、委員がおっしゃられたような、個人とかが三々五々来られる時にですね、どのようにしていくのか。駐車場はどうするのかとかですね、そういったところも詰めていけいきたいなというふうには考えております。

○大森委員長 よろしいですか。

小田委員。

○小田委員 こういう事態が起こっちゃいかんわけですけども、ただ、こういったものをやっぱり備えておかないと、万万が一あったときには、あたふたしないように、しっかりとその辺のマニュアルを作り上げておいて欲しいなというふうに思います。

○大森委員長 はい。私もちょっと気になったのは、小田委員が質問された中で、もうちょっと具体的なマニュアルを作るべきじゃないかというところなんですけど、1週間から10日の間の期間でというのを予定を、予測をしておるといことですね。

それって、ありなんかなと思うんですよね。いまだに福島原発の事故では、避難をしてらっしゃる方がいっぱいいらっしゃるし、そういう中であって例えば島根原発で事故があった、じゃ、三次市民は、1週間経ったからもういいよと、できるのかどうなのか。

もうちょっと科学的な資料を整えるべきではないかなあというふうに今、思いながら聞かせてもらったんですが、今後ね、そういう動きがあればまた教えていただければと思います。

はい。

川村管理監。

○川村危機管理監 先ほど、1週間から10日と申しましたのは、これは三次市が対応しなければいけない、三次市だけで何とかしてくださいと言われてるのが1週間から10日ということでありませう。当然、長期にわたるでしょうから、それ以降は、もう避難元である雲南市であり、島根県であり、国が責任を持ってやっていきますと、いうふうな流れになっております。

ただ、6000人を一度に受入れると、おそらく三次市も相当その負荷がかかると思われます。ですから、三次市も全庁挙げてですね、職員を動員して対応していく必要があるかというふうに考えております。

○大森委員長 いずれにしても、もう少しきめの細かい具体的なマニュアルづくりというのが私らに求められるのではないかなと小田委員の質問を聞きながら、そういうふうに感じました。

今後、引き続き検討させていただきたいと思います。

他に質問はございませんか。

山村委員。

○山村委員 この避難者の受入れのマニュアルですけれども、病院に入院中の方、福祉施設へ入所の方、それから感染症に感染してらっしゃる方の対応というのは、これは全く別にマニュアルがあるんですか受入れに対して、それとも、もう全て包括されているのか、そこのとこちょっとお伺いしたい。

○大森委員長

川村危機管理監。

○川村危機管理監 基本的にはですね、三次市のマニュアルどおりで対応をさせていただこうと思っております。

三次市のマニュアルでも、やはり例えば、福祉施設が必要な方、これについては、福祉避難所の方にご案内をするというふうにさせていただいておりますし、具合が悪くなった方については、病院の方に、搬送、要請をさせていただくと。或いはその感染症の方は、そこで動けないのであれば、もう感染症の方は別の部屋に行ってくださいというふうにしておりますので、基本的にはその三次市の今のマニュアル、そのままいけるというふうに考えております。

ただ、難しいのは、難しいといえますかやはり、向こうからはコミュニティごと来られますから、その時に、そのバラバラにそのコミュニティをバラバラにするわけにいかないの、この避難所は、ここの地区の方とか、いうふうな配慮をしていく必要がありますし、名簿なんかですね、やはり、少し、雲南市のマニュアルを見ると、少し形が違うんですね、引き継いでいくときには、やはり雲南市マニュアルにきちんと乗っかるような形で作っていかないとはいけませんから、そこら辺は工夫が要るだろうというふうに思っております。

○大森委員長 よろしいですか。

○山村委員 わかりました。福祉施設の場合は福祉避難者がもう整っているの、このあたりはいいと思うんですけども例えば雲南市のこの地区にこういう病院があつて例えば、病床数が100ぐらいのものがあつたとして、そこはこの地区から三次市の地域になったんで、その入院患者さんを丸ごと受入れなきゃいけないというような可能性ってあるんですか。

○大森委員長

川村危機管理監。

○川村危機管理監 島根県側の広域避難のマニュアルを見ますと、入院中の方はですね、基本的には島根県内の安全な場所の医療施設に転院すると。島根県内ですね、安全な医療機関に移っていただくと、いうようなマニュアルになっております。島根県内で、いっぱいになってしまったら、他の県にお願いをしますというようなマニュアルになっております。

ですから、基本的には入院中の方は、医療機関から医療機関へというふうな流れになります。

○大森委員長 他に質問はございませんか。

藤岡委員。

○藤岡委員 では、何点か質問をさせていただきます。

まず1点目ですね、先ほど危機管理監の方からも、この島根原発、原子力発電所2号機の再稼働について、または、三次市の考えをちょっと説明をさせていただいたんですが、改めて、三次市としては、この島根原子力発電所2号機の再稼働の是非については、どのように考えられているのか、再稼働を良しとするのか、それとも再稼働について反対する立場なのか、いやいや、先ほど確かに言われたように三次市において考えても、規制が格段に厳しくなっており、または、三次市の位置は60キロから80キロと離れていて、いわゆる国際基準をもとに設定された特別警戒区域30キロ以内ではないので、危険性が極めて低いだらうということという認識はあるが、三次市は事前了解権に、ところに入っていないので安全協定のところに、この再稼働することの是非については論議することはできないという立場なのかということ、まず1点目にお聞きしたい。

2点目なんですけれども、もし万が一ですね事故が起きてしまった場合は、雲南市から市民の方々の受入れをするというわけなんですけれども、例えば、風向きによっては先ほど説明、陳情をいただいている方々からも説明をいただきましたが、その風向きによっては、三次市にも、そういった危険物資が届く可能性があるわけです。そういった場合に、その避難者の受入れを優先するのか、それとも、その三次市の避難先ほど、市民の方へ伝達するマニュアルを作って、今後ですね有事の際は伝達していくと説明をいただきましたが、三次市民の避難を優先するのか、それはどのように考えられているのか。以上、2点質問させていただきます。

○大森委員長

川村危機管理監。

○川村危機管理監 まず、1点目の三次市として、島根原発2号機の再稼働をどう評価するのかと、どう考えるかということですが、これは、私の危機管理の立場からだけで判断できることではございません。

ただ、法律上はですね、反対とか賛成とか、そういったことを言う立場に自治体はないということはいえると思います。

私の立場からすれば、そこに、非常に小さいけれどもリスクがあるということであればそれに対応して、そのリスクを回避する方法を用意しておくというのが私の立場でございます。

それから、2番目の事故が起きたときに三次にもですね、放射性物質が飛んでくると、放射能被害に遭うということはですね、極めて小さいけれども、ないとは言えない、ゼロではないということとあります。その場合にどうするかですが、避難者が来られる。ただ、三次市民も、屋内退避していないといけないと、様子がわかるまでですね。その場合は、受入れをすることはできません。まず、避難所を開設するという活動ができない。その安全が確認されるまでは、屋内に退避をしておく。

本当にこれは、もっともっと小さい確率ですが、一部地域では、やはり避難をよその地域に避難をしなければならないということが生じましたら、それをまず最優先で対応するということだと考えております。

○大森委員長 よろしいですか。他にご意見ございませんか。

それでは、質問、意見がございませんようですので、以上で陳情第1号に関しての危機管理監のヒアリングを終了したいと思います。

それでは、次に、議案第19号「三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(案)」の審査を行います。

執行部の説明をお願いします。

川村危機管理監。

○川村危機管理監 それでは、危機管理監が所管する議案第19号「三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(案)」について、説明をさせていただきます。

本案は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行により、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正されることに伴い、関係条例である三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容は、この本条例第三条第2項におきまして、損害補償を受ける権利を担保等に供することを禁じることを規定しているところ、例外として、ただし、傷病補償年金、または年金である障害補償もしくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫、または沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りではないとしている箇所を削除しようとするものでございます。

以上、本案件につきまして、よろしくご審議をいただきまして、ご可決をいただきますようお願いいたします。

○大森委員長 ただいま、危機管理監から議案第19号についての説明をいただきました。

皆さんから質問、並びにご意見ございましたら、お受けしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。はい。

それでは、以上で、議案第19号に係る質疑を終了いたします。ここで、説明員が交代されますので、換気のために一旦休憩とします。

再開は、11時ちょうどとします。

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

○大森委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

それでは、議案第17号「三次市職員の育児休業等に関する条例及び三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)」の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

細美総務部長。

○細美総務部長 皆様、おはようございます。それでは、議案の説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

議案第17号「三次市職員の育児休業等に関する条例及び三次市職員の給与に関する条例の一部を

改正する条例（案）」について、ご説明申し上げます。

令和3年人事院勧告に係る人事院規則の改正及び一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴いまして、関係条例であります「三次市職員の育児休業等に関する条例」ほか1条例の一部を改正しようとするものでございます。

その内容につきましては、第1条につきましては、三次市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正させていただくものであります。この条文に係るところの施行期日は、本年の4月1日でございます。

主な改正点につきましては、一つ目、非常勤職員、会計年度任用職員の育児休業取得要件の緩和でございます。1年以上の在職期間要件の廃止をしようとするものであります。

二つ目、同じく非常勤職員の部分休業の取得要件の緩和であります。こちらについても、1年以上の在職期間要件を廃止しようとするものであります。

三つ目、職員が育児休業を取得しやすい環境整備を図る措置を規定するものであります。育児休業制度の周知や相談体制等の整備を図るものでございます。

続いて、第2条、三次市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、施行期日を公布の日とさせていただいております。主な改正点といたしまして、期末手当の改正でございます。

一般職の場合、年間0.15月の期末手当を減じようとするものでございます。勤勉手当を合わせまして、全体で年間4.45月を4.3月に変えようとするものであります。

次に、令和4年6月期末手当から令和3年12月期末手当の、人事院勧告における支給割合と実支給額との調整、令和3年12月分を、本年6月分から、差し引きこうとするものでございます。

内容は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○大森委員長 ただいま、総務部長より説明がございました。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。

横光委員。

○横光委員 産休等々についてですね、1年以内ということは、1年度は撤廃されたということは、例えば、就職をされて、数ヶ月でその状態になったときには、その適用見認められるということになるということよね。かなり条件が良くなっていくということと、もう一つ、期末手当、勤勉手当等について、12月の施行しよう思っても、国の方が動かなかったので、今日になったということですが、これは、永久的にその法改正しない限りは、この率でいくということになるよね。

○細美総務部長 はい。まず、1点目につきましては、委員、おっしゃいますとおりでございます。いわゆる採用後すぐの育休、及び部分休業する、これが認められることになりました。

2点目の期末手当につきましては、年間0.15月の減額、これが来年度以降も当然、4年度以降、5年度以降も続くとする、制度が改正されない限りですね、今回6月から引かせていただくのは先ほど委員おっしゃいましたように、昨年度、国がしなかったものですから、それを、4年度になってから、やると、昨年ですので3年度にやらなかったもので、4年度になってからやるというもので

す。以上です。

○大森委員長 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

無いようですので、以上で本議案に係る質疑を終了いたします。

続いて、議案第18号「三次市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例(案)」の説明を求めます。

細美総務部長。

○細美総務部長 それでは、議案第18号「三次市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例(案)」について、ご説明申し上げます。

公益通報者保護法の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、関係条例であります三次市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、公益通報者の範囲の拡大、退職後1年以内の退職者や役員も法による保護の対象となるものでございまして、そのほか、条項の整理を行おうとするものであります。

施行期日につきましては、公益通報者保護法の一部を改正する法律の施行の日としております。

予定といたしましては、令和4年6月1日が予定されておるところでございます。以上とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○大森委員長 ただいま総務部長の方から説明が終了いたしました。これより、議案に対する質疑を行います。

質疑のある方の挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでありますので、以上で議案18号に関わる質疑を終了いたします。

総務部の皆さん、大変ありがとうございました。

(説明員入れ替わり)

○大森委員長 続きまして、議案第20号「三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)」の審査を行います。これには補足資料の提出がございますので、よろしく申し上げます。

それでは、執行部の説明を求めます。

中原地域振興部長。

○中原地域振興部長 おはようございます、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第20号「三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)」について、ご説明を申し上げます。

本案は、下作木下集会所を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正しようとするものです。

その内容につきましては、下作木下集会所について、地元協議の結果、地元が施設の譲渡を受けることとなったため、普通財産に変更し、名称及び位置から削除するものです。

このことによりまして、地域集会所の数は現在の9施設から8施設となります。資料としまして、当該集会所の施設台帳のほう、添付をさせていただいております。

以上で議案第20号に係る説明とさせていただきます。

よろしくご審査の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○大森委員長 ただいま地域振興部長の方から議案第20号について説明がありました。これより、議案に対する質疑を行います。

質疑のある方の挙手をお願いいたします。

齊木副委員長。

○齊木副委員長 この譲渡について、地元からどのような意見が、懸念とかありませんでしたか。

○大森委員長

田村地域振興課長。

○田村地域振興課長 地元から今回の譲渡に向け、条件等がありましたので、そちらの方については修繕等で対応をさせていただいたところがございます。

○大森委員長

齊木副委員長。

○齊木副委員長 他には無かったですか。

○大森委員長

田村地域振興課長。

○田村地域振興課長 その他ということになりますけれども、底地部分が民地ということもありましたので、そちらにつきましては、所有者と地元との協議ということはお聞きしておりますけれども、それ以上のことは、お聞きしておりません。

○大森委員長

齊木副委員長。

○齊木副委員長 底地部分の負担については、地元でありますか。

○大森委員長

田村地域振興課長。

○田村地域振興課長 底地につきましては、もともとは市の方で賃借料をお支払いしておりましたけれども、その賃借料につきましては地元からの支払いというのは、なかなか難しいということもありましたので、地元との協議の中で、所有者ともお話が付きまして、賃借料の方はおっしゃるとおり、しないということで話が進んでおります。

○大森委員長 他に質疑はございませんか。

中原委員。

○中原委員 集会所の施設の近くに倉庫のようなものを地域の方が一緒に使われていたんですけども、その倉庫がですね今回、これに含まれるものなのか、全く市とは関係なく、どういうものだったのか、一緒にどんないい感じで利用されとったケースがあったかなと思ったりしたんで、その離れた、元診療所があったところに倉庫があるんですけどもそれについては、どういうふうにとらえ

方になっておりますか。

○大森委員長

田村地域振興課長。

○田村地域振興課長 今回の譲渡に当たりましては、倉庫についての協議等は承っておりませんので、引き続きご使用されるというふうに考えております。

○大森委員長

中原委員。

○中原委員 倉庫というのはもう市とは関係ないものということで認識させてもらってよろしいですか。

○大森委員長

田村地域振興課長。

○田村地域振興課長 はい。

○大森委員長 他に、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 なしということがありましたので、これで議案第20号に関わる審査を終わります。

議案第20号についての質疑をこれで終了させていただきます。

それでは次に、議案第21号「三次市山の学校設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)」の審査を行います。説明を求めます。

中原地域振興部長。

○中原地域振興部長 それでは、議案第21号「三次市山の学校設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)」について、ご説明を申し上げます。

本案は、三次市山の学校について、グラウンドなどでのキャンプ泊利用に伴う利用料金を設定し、また、体育館利用料金について改定をするため、関係条例である三次市山の学校設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容につきましては、昨今のキャンプ人気もあり、当施設に対し、キャンプ利用の問い合わせや要望が増加をし、実際にキャンプ泊される実績もあることから、施設にグラウンドを新たに位置付け、野外集会所及びグラウンドにおけるキャンプ泊の利用料金を設定するものです。

また、体育館利用料金については、他の体育館と合わせるため、それぞれ改定をするものです。

資料としまして、山の学校の施設台帳と平面図のほうを添付させていただいております。

平面図の方ご覧をいただきますと、赤い枠で囲っております野外集会所、それから校舎の前面になりますグラウンドについて、キャンプ泊の利用料金を新たに設置をした部分になります。

以上で、議案第21号に係る説明とさせていただきます。

よろしくご審査の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○大森委員長 ただいま、議案第21号に対する説明がありました。

質疑のある方の挙手をお願いします。

藤岡委員。

○藤岡委員 今回、一泊利用が2000円というふうに上限を決められたということで、もちろん価格設定については、この範囲内で山の学校さんが決められていくこと、理解をしております。

また、体育館の料金については他の体育館と同一とすることについて理解をさせていただいたんですが、今回、上限2000円というふうに設定されたその理由について一点お聞きしたいと思います。

○大森委員長

田村地域振興課長。

○田村地域振興課長 この度、キャンプ料金ということで1張2000円というふうに設定をさせていただきましたけれども、市内のキャンプ場の料金等と比較したところですね、各キャンプ場の料金設定は異なっている状況にあります。単位にいたしましても、1張りだったり1日だったりということで、異なっているという状況があります。

例えば、吉舎憩いの森キャンプ場でありますと、一基あたりが730円、最高で言いますと、灰塚湖畔の森で休日1張、2200円というような形になっておりますので、指定管理者との意見をお聞きしたりしたところで、1人2000円というふうに設定をさせていただいたところでございます。

○大森委員長 他に質疑のある方、ありませんか。

横光委員。

○横光委員 このテントですが、テントには1張用とか、多人数用とあるんだと思うんですけど、これは関係なしに、全部2000円ということなんだろうということと、大体、何張ぐらいあるのかなというふうな思いをするんですが、ご存知ならお答えいただければと思う。

○大森委員長

田村地域振興課長。

○田村地域振興課長 テントの大きさということになりますけれども、こちらは1人用とかですね、そういったものは関係なく2000円というふうに設定をさせていただきたいと思っております。何張ぐらい張れるかということなんですけれども、細かくは計算をしておりませんので、答えがなかなか難しいんですけれども、グラウンドが、平米がはっきりはしませんが、2800平米程度ありますので、そう考えますとかなりの、全部を使うとすればかなり張れるというふうには考えておりますが、何張りというのはいちよつとわからないところでございます。

○大森委員長

横光委員。

○横光委員 何張ぐらい張れるのかではなく、何張所有しているのかをお聞きしたかったんです。

○大森委員長

田村地域振興課長。

○田村地域振興課長 今回のテントの設営ですけれども、持参されておられる物ということで、山の学校にはテントを所有しているということではございません。

○大森委員長

小田委員。

○小田委員 ちよつと、関連なんですけれども、先ほどもグラウンドの写真が出ていましたけれども、

どこどこにテントを張ってくださいっていうようなエリア分けはされないんですか。グラウンド中どこでも張ってもいいですよっていう形にされて運営されるのか、今言ったように、ここにテントを張ってくださいという、テントサイトですよ。

このエリアの中に入ってくださいという運営をされるのかということをお聞きしたいのと。テントを張った後に、例えば、テントサイドに溝を掘ったりすることもあるかと思うんですけども、そういったところは原状復帰してくださいねとか、そういった様々なそういったことのあれは付け加えられるんですかね。

○大森委員長

田村地域振興課長。

○田村地域振興課長 テントの張る位置を指定ということでございますけれども、特段の指定は設けておりませんが、指定管理者のところで例えば駐車場にもなりますので、そういったところは調整していただきながら、テントを張っていただくように指定管理者の方で、運営していただきたいと考えております。

それから、当然、テント張るときに、溝は掘られるということもあるかと思っておりますけども、そちらについても指定管理者の方で、原状復旧の指示といたしますか、そういったことのお願いはしていただくように考えております。

○大森委員長

小田委員。

○小田委員 ちなみにですけども、電源等々はないんですよ。あそこは。

○大森委員長

田村地域振興課長。

○田村地域振興課長 テントに対する電源というものについては屋外には設置しておりませんので、ないということでございます。

○大森委員長 他に質疑のある方、おられますか。

伊藤委員。

○伊藤委員 この度、キャンプ利用ということが出てきたわけですけど、これまで、そのキャンプをここでしてきた方がいらっしゃるから、キャンプ場ということで、されるんだろうと思うんですがそのとおりでいいですか。

○大森委員長

田村地域振興課長。

○田村地域振興課長 キャンプの利用につきましては、昨今のキャンプ人気ということも先ほどご説明しましたけれども、問い合わせ、それから要望等も増えておりまして、実は、今年度20張程度、張られたという利用がですね2回あったと。

それから、個人的な件数等も、あったとお聞きしておりますが、具体的な数字につきましては管理者の方も把握はされていないということです。実質的には、そういったことを、運営上されているということでございます。

○大森委員長

中原委員。

○中原委員 今までの車で、テントじゃなくてですね、車の中で、車中泊とか考えておられる方もおられると思うんで、それが一つのテントという形になるのか、例えばテントを張って、その横に車を乗りつけてですね、利用するということになる、テントと車で、車はただの車ということで、ここには、駐車場として使うようには料金が入ってないんですけども、その車とテントという概念で、どういうふうに考えておられるのかということと。また、かなりたくさん利用されていた今までの経緯の中で、団体で使用されるときに、それが一つのテントなのか、例えば一つの団体、一つの団体ということで、テントを張られる中で、個数でいくのかちょっとその考え方が、1個のテントなのか、その敷地で区画でされているのか、ちょっとわかれば教えてください。

○大森委員長

田村地域振興課長。

○田村地域振興課長 例えば、キャンピングカーとかテント張られて車の乗り入れとかということでございますけども、あくまでもキャンプ1人当たりの料金を設定させていただいているところで。キャンピングカーをテントと見るのかということもありますけども宿泊されますので、こちらの考えとしては、キャンプ1張りという形でキャンピングカーの方は設定できればと思っておりますが、指定管理者との運営のところもありますので、少し協議がいるとは思いますが、料金の設定をさせていただきたいと思っております。

それから、団体の場合ということになっておりますけども、これまで団体で、施設の方、借りられて宿泊された。ただ、一部の方々は外でテントだと使いたいということもありました。その際は、施設を貸し切った料金で判断をさせていただいて、中でお泊まりになってもよろしいですし、外へキャンプされてもよろしいというような形になっておりましたので、そこは、また運営のところ、また指定管理者との協議になりますが、そういった形で処理していきたいというふうに考えております。

○大森委員長

中原委員。

○中原委員 今、車のこともわかりましたので、要するに一泊するというようなとらえ方で思っていれば、休憩とかとは別ということで考えさしてもらおうので、駐車場で車を、グラウンドにおいても、それは全く今回には入ってないということで、わかりました。

もともと宿舎として使われていたというふうに聞いておりますので、ちょっと、その辺は何か線引きをされたのかなというふうにとらえております。ありがとうございました。

○大森委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 他にないようでありますので、以上で、議案第21号に係る質疑を終了いたします。

ここで一部、説明員が交代をいたします。

(説明員、一部入れ替わり)

それでは、議案第22号「三次市交通観光センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」の審査を行います。こちらにも附属資料がタブレットに掲載されています。執行部の説明を求めます。

○大森委員長

中原地域振興部長。

○中原地域振興部長 それでは、議案第22号「三次市交通観光センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」について、説明申し上げます。

令和3年12月に、組織体制の強化を目指すため、一般社団法人三次市観光協会と一般社団法人三次観光推進機構の組織統合が決定をされ、令和4年4月1日から新体制としてスタートされることとなりました。

新体制となる一般社団法人三次観光推進機構は、三次市交通観光センターの設置目的である観光客等の利便性の向上並びに観光及び交流情報の受発信の強化に寄与できることから、当該施設のうち、すでに三次市観光協会が利用されている1階の観光案内所に加え、2階の多目的スペースを利用することができるように対応をするものです。

具体的には、三次市交通観光センターの2階の現在の多目的スペースを、観光案内所に利用区分を変更し、利用時間について8時から22時までを、8時から18時までに改め、利用料金を1日当たりの利用料金から、月額10万3440円の上限額に改めようとするものです。

資料としまして、交通観光センターの平面図を添付させていただいております。

資料をご覧くださいと思います。改正する部分として、上段に、1から4項目あげております。

利用区分につきましては、その下に1階と2階の平面図をそれぞれ、挙げておりますが、2階の赤枠で囲った部分、多目的スペース、それから給湯室を含みますが、ここの赤い部分を観光案内所の2階に変更するものです。該当面積については、59平方メートル、利用時間については、先ほど申し上げましたように8時から22時までを8時から18時までに変更、利用料金につきましては、これまで貸室として、一般に1日当たり平日ですと3170円、土日祝日ですと、3970円としておりましたものを月額10万3440円の上限額に変更するものです。

以上で、議案第22号に係る説明とさせていただきます。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○大森委員長 ただいま、議案第22号について、説明をいただきました。

委員の皆さんからの質疑をお受けしたいと思います。

はい。藤岡委員。

○藤岡委員 では、議案第22号について、何点か質問させていただきます。

まずですね、今回、新体制となりました三次DMOさんのところで観光案内所の施設として利用するという事は、説明でちょっと理解をさせていただいたんですが、もう少し、具体的に、どのような活用をされるのか、どのような活動をされるのかというのを説明していただきたいのが1点目。

2点目なんですけれども、それに伴って、その活用方法にもよると思うんですが、8時から18時までと変更されるとなると、例えば、観光施設として使うとなれば、芸備線は18時以降も到着するわけで、まだ、他にも22時にされた方が、まだ活用の使いどころがあるんじゃないかなという、ちょっと疑問が、持ちましたので、18時までこの利用時間を変更された理由のところ。

そして、3点目に利用料金のところですね、単純にその平日当たり20掛ける22日として、1日当たりで土日を、残りの8日間ほど、足した金額なのかなと思いますが、この月額料金の設定の理由のところをお教えしていただきたいと思います。以3点、お願いします。

○大森委員長

中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 はい。この活用内容でございますけど、DMO、新たなDMOが、ここ、入りまして、観光案内という形で1階、2階も含めてですね、来三される方に対しての観光案内等をここで行っていく。

あわせて、市内の観光の情報発信といったところを行っていくように考えております。主に、観光案内の時間なんですけど、大体、お客様が来られる時間帯というのが10時前後から3時ぐらいまでというのが、通常、多い時間帯であろうと思いますので、時間については、今回、条例を改正をお願いしております8時から18時の間で、観光案内の機能は果たせるのではないかとということで、こういう時間帯に設定をさせていただいております。

○大森委員長

中原地域振興部長。

○中原地域振興部長 月額利用料金の設定でございますが、これはですね、1階の観光案内所と同じ考え方で設定をさせていただいております。

三次市行政財産の使用料に関する条例という条例があります。その条例に基づいて、面積按分、建物等の面積按分に基づいて、それぞれ建物部分、それから土地、相当部分の料金を出しまして、合計したものに消費税を掛けた形で10万3440円と設定をさせていただいております。

○大森委員長 よろしいですか。

○藤岡委員 はい。

○大森委員長 他に質疑はありませんか。

小田委員。

○小田委員 私も、この利用時間のところは非常にちょっと気になったんですけども。

例えば、ここで会議をすとかというふうなことは想定されていないんですかね。

というのがね、観光案内所という言葉に非常に引かかるんですよ。1階も2階も観光案内所という、やり方。これは、要するにそこに新しいDMOが入ってくる事務所としての扱いじゃないかなと私は思ったので、そうなったときに、例えば、何かのイベントをやるときに会合を持とうとしたときには、18時まで会議を終えるなんてのは難しいことも、日中しかやらないってことになります。夜に集まってくれってということもあるかもしれない。様々な形で延びるかもわからない。そういうところはどういうふうに対応していかれるのか。もしくは、これ事務所は全くじゃな

くて、本当に単純に観光案内所なんですよというのがするんだったら、1階も2階も観光案内所というのは、またちょっと、ピンとこんなというふうに思うわけですが、ちょっとその辺のところをもう一度しっかりと説明してください。

○大森委員長

中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 はい。1階が今現在、三次市観光協会が使われております。今度、4月以降、新たなDMOということで、2階にも今のDMOの職員さんも一緒にそこに入っていくということで事務所機能もございます。

で、そこで会議というのは困難なわけございまして、会議については、また別の会場で行っていくという考え方でございます。

○大森委員長 よろしいですか。考え方としては。他に。

横光委員。

○横光委員 どうも、すっきりせんのですが、2階は事務所なんですよ。

事務所として、使われるんですよ。そうすると、これ18時までしか使わせんということになると、時間外勤務した時には、どがんなるんです。

どうなるんだろうかというのが、大きな疑問点です。いかがでしょう。

○大森委員長 1階と2階に、二つの事務所を作るという根拠を教えてください。

はい。中原地域振興部長。

○中原地域振興部長 現行の設置管理条例のところにも述べておりますが、それぞれ、施設の利用時間の方は定めておりますが、必要があると認める場合、指定管理者がして、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を経て利用時間を変更することができるという項目もありますので、実際の利用にあたっては、指定管理者とも話をしながら、延長して、しようということも可能と考えております。

○大森委員長 よろしいですか。

はい。横光委員。

○横光委員 指定管理者は備北交通ですよ。そこといつも話をしてやるということになるんですかね。

上は、DMOの人が入って、今の下の観光協会のところは、今の交通、体制で入られるかどうか、実態がよくわからんで、ちょっと心配なんです。今までどおり、今の観光協会にいらっしゃった職員さんは、そこで仕事をして、DMOの人が上の、今までのDMOの人が上がっておいでになるのか、或いは、配置はいろいろあるんだろうけど、両方、事務所として使われながら、観光案内所として使う、また、2階を観光案内しようとするには、わざわざ、1階から上がって、案内していくということは、まず考えられないわけ。考え方とすれば、そりゃあ、事務所というふうなたてりの方がいいのではないかというような思いがするんですが、そこらへんとかいかがですか。

○大森委員長

はい。中原地域振興部長。

○中原地域振興部長 実際には、先ほどの添付資料を見ていただきますと、1階の、現在、観光協会が入っておところが観光案内所になっておりますが、右側の事務所となっているところが、観光協会が入っているところで、左側の少し色が変わっております、インフォメーションのところ観光案内所として、外部からの観光客の方に対応しているという状況です。

で、2階については、観光案内所という、条例上の区分の名前としては観光案内所として、設置管理条例には、この度、新たに位置付けますが、活用状況としてはDMOの事務所という、ところで、実際は使っていただけていただくことになろうかと思えます。

施設の名前としては観光案内所という名前で位置付けておりますが。

○大森委員長 どうなんですか、市民もそうじゃけど、よそから来られた方が、若干の混乱をきたすということはないですか。

はい。中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 先ほど、横光委員が言われたように観光案内所としての機能ということであれば、やはり1階にお客さんは来られるというふうに思いますので、1階で、今までどおりの対応を継続していくということ。2階は、主には事務所機能という実態になろうかと思えます。

今の観光協会の職員さんが、三次市観光協会の職員さんがそのまま1階になるのか、或いはその部門を設けて、1階、2階、そこの配置はですね、またDMOの方で決定をされるということになろうかと思えます。

○大森委員長 他に。

はい。どうぞ、横光委員。

○横光委員 8時から18時はやっぱりね、ちょっと、おかしいかなというふうな思いがするんですよ。

使うのにね。時間を決めんといけんのかというのが一つあります。

○大森委員長

中原地域振興部長。

○中原地域振興部長 現行の条例の方でも、利用区分、それから利用時間というところは、設けておりますので、施設の管理上、区分と利用時間というのは設定をさせていただきたいというふうに思います。

○大森委員長

藤岡委員。

○藤岡委員 すいません。確認をちょっとさせてください。先ほどの利用時間のところで、今回は利用時間を8時から18時までに変更するというふうに、するんですが、この利用時間の18時までというのは、ここを利用される方がDMOさんとの協議において変更できるということの認識でよろしいでしょうか。

もう一つ、その場合、利用料金というものは延長した場合、またこれを18時例えば20時だとかに変更した場合、この利用料金というものは変わってくるのでしょうか。すいません、その部分だ

けちょっと確認をさせてください。

○大森委員長

中原地域振興部長。

○中原地域振興部長 利用時間の変更につきましては、先ほども答弁させていただいたとおり可能です。

利用料金につきましては、月額使用料金という形で、いただくこととなりますので、新たに料金が発生するということはありません。

○大森委員長 他に、質疑はございませんか。

はい。どうぞ。齊木副委員長。

○齊木副委員長 実はね、これ、料金を見よると1階と2階と料金単価が違うように思うんですが、平米単価への1階と2階でやっぱり、上に上がるほど高くなるんですかね。

○大森委員長

中原地域振興部長。

○中原地域振興部長 冒頭説明させていただきましたように、単価が違うのではなくて、考え方は一緒ですが、面積が多少1階の方が狭くなっておりますので、面積によって、2階の方が若干、月額利用料金としては高くなっております。

○大森委員長

はい。齊木副委員長。

○齊木副委員長 あのね、今ちょっと、ざっと計算してみよったら、下もやっぱ55平米でしょ。上は59ですけど、下が55で割り算したら、どうもやっぱり上のほうが高くなるんですよ。

○大森委員長

中原地域振興部長。

○中原地域振興部長 冒頭説明させていただきましたとおり、根拠につきましては、行政財産の使用料に関する条例というのがあります。細かく言いますと、建物の価格部分それから土地の価格部分というところをもとにして、使用料の方をはじいております。それぞれ、建物の価格部分につきましては、使用部分に相当する建物の価格に対して1000分の5.8を乗じて得た額。

土地の価格部分につきましては、当該建物の使用部分に対する敷地部分の土地の価格に1000分の3.3を乗じて得た額というふうになっておりますので、それぞれ、この計算式に当てはめて、計算をした結果、1階部分と2階部分の使用料については、若干異なっております。

○大森委員長 よろしいですか。はい。他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 他にないようでありますので、以上で、議案第22号に係る質疑を終了いたします。

地域振興部、産業振興部の皆さん、大変ありがとうございました。

ここで説明員が交代をいたします。

(説明員が入れ替わり)

それでは、続いて、議案第31号「三次市過疎地域持続的発展計画の変更について」の審査を行います。

ます。執行部の説明をお願いします。

○大森委員長

宮脇経営企画部長。

○宮脇経営企画部長 議案第31号「三次市過疎地域持続的発展計画の変更について」をご説明いたします。

本案は、三次市過疎地域持続的発展計画に、新たに馬洗川堤防線、歩道設置ほか、4事業を追加することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、市議会の議決を求めようとするものでございます。

各事業の概要につきましては、簡単にご説明いたします。あわせて、資料提供しております、事業実施箇所図をご覧ください。

それではまず、馬洗川堤防線でございます。主に、通学路としても使われていることから、歩道のない1車線道路に歩道を整備するものでございます。

続きまして、西酒屋仁賀線でございます。こちらは、備北大橋でございます。三次市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、昭和51年に架けております備北大橋の補修を行うものでございます。

続きまして、除雪機整備事業でございます。小型除雪機を購入し、北部の3支所に配備するものでございます。

4点目が、ジミーカーターシビックセンター改修事業でございます。平成6年建築のジミーカーターシビックセンターの老朽化しております空調設備の改修を行うものでございます。

最後に、カーター記念球場改修事業でございます。男女兼用でくみ取り式のトイレの改修を行うものでございます。

以上、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○大森委員長 ただいま、説明をいただきました議案第31号について、質疑のある方、お願いいたします。

はい。横光委員。

○横光委員 過疎地域持続的発展計画っていうのは、昨年の9月に出され、できたわけですね、まだ1年も満たないうちに変更をあげるというのは、どうなんだろう、当初計画としてはどうだったんだろうかというのが、ちょっと思いがございます。

で、これあげても起債を使う、使わないは財政的に、また、全体的に考えていくということではありますが、あげるということに問題ないと思うんですが、その計画にあげるのに、どうして今回、あげないけんのだったか、その背景というのをちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○大森委員長

宮脇経営企画部長。

○宮脇経営企画部長 ご指摘のとおり、昨年の9月議会の方で議決をしていただいたところでございます。

この中には、要望によりまして、今回、新たに上がった、例えば、除雪機の整備事業なども

ございますし、ジミーカーターシビックセンターやカーター球場等も、それぞれ有利な財源の方を模索しております、やはり、過疎地域の持続的発展計画に計上し、過疎債を借りるのが、より有利であろうというふうな結論に至ったものですから、こちらの方に計上させていただいたところでございます。

○大森委員長

横光委員。

○横光委員 今回、あげられるということは、早急に、この事業については工事をされるというふうに理解してよろしいのか、その辺りいかがでしょう。

○大森委員長

宮脇経営企画部長。

○宮脇経営企画部長 いずれも令和4年度予算で、設計費でありますとか、工事費でありますとか、除雪機の方は備品購入費でありますとかをお願いをするところでございます。

○大森委員長 よろしいですか。はい。他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他にないようでありますので、以上で、議案第31号に係る質疑を終了いたします。

続いて、議案第32号及び議案第33号の「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」の審査を一括して行います。執行部の説明をお願いします。

○大森委員長

宮脇経営企画部長。

○宮脇経営企画部長 続きまして、議案第32号、議案第33号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」の2件を一括して、説明いたします。

まず、議案第32号は、穴笠、山岡、京之峡辺地内における、市道穴笠畠敷線及び市道八次62号線の改良工事を実施するため、穴笠、山岡、京之峡辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することについて、また、議案第33号は、市道茂田48号線の改良工事を実施するため、茂田辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3号第1項の規定により、市議会の議決を求めようとするものでございます。

それぞれの地域の生活道である、この三つの市道は幅員が狭隘で車両同士のすれ違いが困難となっており、本市道を整備することにより、地元住民の利便性の向上と安全性の向上を図るとともに、地域の生活環境の改善に努めるものでございます。

位置図を資料としてお配りしておりますので、ご確認くださいませ。

以上、よろしくご審査の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○大森委員長 はい。ただいま議案32号、33号の、説明をいただきました。

皆さんからの質疑を受けたいと思います。

伊藤委員。

○伊藤委員 議案第32号にちょっと関係するんですが、以前、一般質問で言ったことがあるんです

が市道62号線は、ちょっと、もう市道の番号が出てこないんですが、庄原の昔、水後小学校があったところですね。あれに抜ける道もここへ、何とかならんのかなという質問をしたことがあるんですが、そういう計画にはならなかった、ならないんでしょうかということを知りたいんですが。

○大森委員長

宮脇経営企画部長。

○宮脇経営企画部長 現在、このたびの議案であげさせていただいている、八次62号線は、現在の八次62号線でございます、ご指摘の箇所等と結合していくものを含めての62号線ではないものです。

○大森委員長

伊藤委員。

○伊藤委員 違うんで、それも入れて欲しかった。そっちの方が、人が通る、交通量多いんですよ、何台かですけど。ただ、庄原分は整備してあるんです。途中から切れて、三次分が整備してない。庄原の人はそこを通過して抜けるのが、三次にくるのが近道なんです。畠敷まで買い物来たりする方が、何人かいらっしゃいます。

僕は、向こうの方から、何とかして欲しいっていうことを聞いてきとるんで、質問させてもらったんですが、一向に手がつかない状況になっとるみたいなんで、早急にそこも考えていただきたいと思います。要望です。

○大森委員長

宮脇経営企画部長。

○宮脇経営企画部長 今のご意見は、建設部の方へ伝えさせていただきたいと思います。

○大森委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 はい。他にないようでありますので、以上で、議案第32号及び議案第33号に関わる質疑を終了いたします。

経営企画部の皆さん、ありがとうございました。

(説明員、退室)

それではこれより、議案9件及び陳情第1号の委員会採決を行います。

配布しています審査報告書、タブレットの中に入っております。議案ごとに討論ののち、採決と致します。

まず、議案第17号「三次市職員の育児休業等に関する条例及び三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)」について、討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第17号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

はい。ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

議案第18号「三次市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例（案）」について、討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第18号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第19号「三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）」についての討論をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第19号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第20号「三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」についての討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第20号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第21号「三次市山の学校設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」について、討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第21号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第22号「三次市交通観光センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」の討論をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第22号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第31号「三次市過疎地域持続的発展計画の変更について」、討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第31号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第32号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」、討論をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第32号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第33号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」の討論をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第33号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

最後に、陳情第1号「島根原子力発電所2号機の再稼働しないこと」を決議し、島根県及び中国電力㈱に決議したことを通知することについての委員会採決を行います。

本陳情に関しては、今定例会の伊藤議員の一般質問、一方、島根県内の該当自治体の見解や動き、該当及び周辺地域の市議会での現状を見るかぎり、今定例会において採決することが妥当であると、先般の正副委員長協議で判断させていただきました。

それでは、この陳情第1号に対する討論をお願いします。

○小田委員 はい。委員長。

○大森委員長

小田議員。

○小田委員 私は、陳情第1号を採択することに反対の立場で討論させていただきたいと思いません。

陳情者の気持ちというのは、重々よくわかるころはあります。私も、原子炉の最終的な処理が決まっていないというところに不安を持っている人間の一人でもあります。

しかしながら、この日本の国のエネルギー政策というところに鑑みますと、今、化石燃料に頼っているのがもう70%ぐらい。頼っているんだというふうに思います。

再生エネルギーが20%まだいってない。この原子炉を使っているのが10%ぐらいのもんだろうというふうに思いますが、今後、日本の国のエネルギー政策を考えた場合に、やはり安定した形での電力の提供というのは欠かせないものだというふうに思っております。

それで今、世界情勢もですねロシアの、今回のウクライナの件によって、天然ガスの配給がどうのこうの、原油高がどうのこうのという形で、私たちの生活の中で電気というものは、どうしてもなければならぬものであります。

そういったエネルギーの政策を考えたときに、この国の政策であるエネルギー政策の中で、原子力規制委員会というものがですね、国とは別個に厳しい基準を設けて審査した結果合格が出たものに対して、私たちはそれに対して、これを止めろということは、私は今の段階ではよくないんじゃないかなというふうに思います。

○大森委員長 それでは、先ほど、小田委員から反対討論がありました。次に賛成意見がありましたら、挙手をお願いします。

はい。

伊藤委員。

○伊藤委員 昨日も一般質問させていただいたのですが、今の三次市の避難状況、訓練の十分できてない、対応もできていないという問題もあります。

さらに、万が一ということではありますけども、今の安全基準がどこまで安全なのか、もし本当に安全だったら、この避難訓練をする必要はないわけですけども、安全でないというのがあるから、避難訓練をしておるといっても言われると思います。

昨日の質問では言わなかったんですが、断層があつて、地震が起こり得るといこともいろいろ研究されております。そういう状況もあります。それが、三次市においても、100キロ圏内であれば、放射能が流れてくるということも十分に想定されます。

そういう立場で、島根原発は稼働させないで欲しい。電力が足りないと言っても、今、中国電力の原発動いていませんで足りています。

ただ、十分足りない部分は、全国、よそから融通しておる部分も確かにあると思いますが、その原発を動かすお金があるならば、自然エネルギーの研究費用にまわして、本当に、みんなが安心して暮らせる社会をつくっていくという立場で、この陳情書に対して、賛成の立場をとりたいと思います。

○大森委員長 ただいま、伊藤委員の方から、賛成討論がございました。

他に討論ありませんか。

○中原委員 委員長。

○大森委員長 はい。

中原議員。

○中原委員 最初、説明者の方にも、どういう思いだということもご質問させてもらう中で、やはり不安な、であることを、どんなに整えても、やっぱり原発を稼働することが厳しいというような意見を十分聞きました。

確かに、福島原発のことを考えると、大変に心配されとる、三次市の方、また、広島県、特に島根県の方においては、そういう意見が真っ二つに分かれるところもあるかとは思いますが、先ほど、小田委員が言われたところに自分が同じ重なってしまいますけども、今、燃料も、かなり高騰しておりますし、原発を今、伊藤委員の方で言われましたけど、使わなくても、今の段階では、何とかできている状況も、やはり、これからその化石燃料にずっと頼って行って、二酸化炭素の脱炭素ということを考えたときに、それも不安の材料にはなるんじゃないかなと思っております。

自然エネルギーをこれから増やしていくといっても、今の段階でも僅かしかない段階の中で、その間をどうにか、この原子力、40年プラス20年という話もありました。

公明党としても、新しく原子力発電所を造っていこうということには、反対してる部分もありますけども、今の現状を保っていくには、やっぱり原子力発電所の2号機の稼働という部分は、いたし方がない部分もあると思います。

ですけども、いろいろ、危機管理監の方から説明がありました。

三次市議会において、どこまで考えていくのかということに、いろいろ自分も考えていきますところ、やっぱり、そういうことがあった場合の対応は、まだまだ不十分なところもあるかもしれませんけども、やっぱり受入れ体制を整えて、これから、やっていくことが、三次市議会で考えられることであって、この再稼働する、しないという、話においては、島根県の、島根原発に近い地域の方のですね、いろいろな意見の中で進んでいくことだって、三次市議会として、それを再稼働しないでいこうという思いを上げていくのは、僕は考えることができないので、反対の立場で討論をさせていただきます。

○大森委員長 はい。中原委員の方から反対の立場での討論がございました。

他に討論ありませんか。

他に討論のないようでありますので、以上で討論を終了いたします。

それでは、これより陳情第1号を採決いたします。

本陳情は、採択することに反対の討論がございましたので、挙手にて採決を行います。

陳情第1号「島根原子力発電所2号機の再稼働しないこと」を決議し、島根県及び中国電力㈱に決議したことを通知することについてを採択することに賛成の方の挙手を願います。

1名、賛成少数であります。

よって、本委員会は、陳情第1号について、不採択とすることに決定いたします。

最後に、委員長報告に付すべく意見がありましたら、ご発言をいただきたいと思います。

はい。横光委員。

○横光委員 議案第22号「三次市交通観光センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」は、やはり、使用目的というものをですね、しっかりとしてですね、やっぱり研究をして条例を提出していただきたいという思いがあります。

実際問題、観光センターで使うのは、1階部分であって、2階部分は事務所として使うというような説明がございました。

そうならば、そのような条例であるのが本来の姿じゃないかなというふうに思いますが、区分として、時間というものがありませんでしたが、やはり、そのことを十二分に検討して出されるべきでないか。このようなことを言っていると反対になってしまいますが、修正せにゃいけんようになってしまいますが、やはり、やっぱり使い方になって、指定管理者に裁量を任せるんだと言いながらも、やはり十二分な余裕を持った条例の出し方というかね、使い便利の良いような条例の、やり方というのをもう少し考えて、条例の提出をされたいというふうに思います。

○大森委員長

小田委員。

○小田委員 関連してですね。質問もしましたけど、やっぱり使用時間、やはり18時で終わるとするのは観光を携わるものとしたら、多分、18時というのは早すぎるんじゃないかと思うんで、その辺のところの使用の時間をもう一度よくよく考えて、とにかく使用時間に関してはもうちょっと検討すべきだろうというふうな意見をつけとってください。

○大森委員長

藤岡委員。

○藤岡委員 議案第21号「三次市山の学校設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」ですね、これは、今の需要とらえた条例の一部改正かと思っております、やはり、そこは指定管理者の方としっかり協議をした上で、今後ですね、この山の学校の発展に努めていただきたいということも申し上げさせていただきたいと思います。

○大森委員長 他に何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、今、様々なご意見をいただきました。

お諮りしたいと思います。

本委員会の委員長報告については、その意見の掲載の部分を含め、作成につきましては、正副委員長にご一任をいただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

以上で、本委員会に付託されました議案9件及び陳情1件の審査は、終了いたしました。

これで、総務常任委員会を閉じさせていただきます。

委員の皆さん、大変ご苦労さんでございました。

午後12時20分 終了

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和4年3月3日

総務常任委員会

委員長 大 森 俊 和